

ヨコハマいきいきポイント（介護支援ボランティアポイント事業）

**Q & A** 【ボランティア向け】

～目次～

- ア 目的・趣旨について
- イ 実施スキーム・枠組みについて
- ウ 介護支援ボランティアの対象者について
- エ 登録研修会について
- オ ボランティア団体の登録について
- カ 対象活動について
  - （1）施設・事業所での活動について
  - （2）配食・会食サービスについて
  - （3）介護予防事業について
- キ ボランティア受入施設について
- ク ポイント・ポイントカードについて
  - （1）共通事項
  - （2）配食・会食サービスについて
- ケ 引換券（配食・会食サービス）について
- コ 換金・寄付について

## ア 目的・趣旨について

### ① 介護支援ボランティアポイント事業を実施する目的は何か。

- 元気な高齢者が特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進、介護予防、社会参加、地域貢献を通じた生きがいを目的としています。
- なお、受入施設にとっては、ボランティアが訪れることで地域とのつながりが深まるとともに、入所者の生活をより豊かにするという効果が期待できます。

### ② 介護支援ボランティアポイント事業の法的根拠は何か。

- 平成 19 年 5 月に厚生労働省から、「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について」通知がありました。その中で、高齢者が自らの介護予防のためにボランティア活動を行った場合、ポイントが得られ、現金に還元できる仕組みを介護保険の地域支援事業で実施することが可能とされました。
- 厚生労働省から示された仕組みの例は次のとおりです。  
『高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する。』

### ③ 制度実施の根拠法令等は何か。

- 介護保険制度における地域支援事業の介護予防事業として実施しています。  
・介護保険法：第115条の44（介護予防事業）

## イ 実施スキーム・枠組みについて

### ① 介護支援ボランティア受入機関（施設）は決まっているのか。（どこで活動できるのか）

- 受入機関になろうとする施設等からは、あらかじめ市長の指定を受けることとなっています。
- 受入施設一覧は、ホームページで公開、また登録研修会で配布をしています。
- また、施設一覧以外にも、施設ごとの情報提供シートもホームページに掲載しています。  
※掲載ホームページアドレス：<http://ikiiki.kanafuku.jp/>

### ② 管理機関はどこに決まったのか。

- 平成 23 年度は、社団法人かながわ福祉サービス振興会です。

### ③ 制度運営のための財源はどのようになるのか。

- 地域支援事業の介護予防事業として実施するものであり、制度上の財源構成は次のとおりです。

区分	国	県	市	1号保険料	2号保険料	合計
財源構成	25.0%	12.5%	12.5%	20.0%	30.0%	100%

#### ④ 今後の事業展開はどのように考えているのか。

○ 平成 22 年 10 月に対象施設の拡大を行い、通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所、グループホームなどが対象となりました。しかし、これらの事業所・施設については、受入施設指定の条件としてボランティア活動者が 10 人以上いることを条件としており、指定件数が少ない状況にあります。

今後は、通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所、グループホームなどにおけるボランティアの受け入れ状況や施設からの要望を伺いながら、受入施設指定を増やしていきたいと考えています。

※平成 22 年度に実施した登録者向けアンケートによると、介護分野の活動だけでなく、障害者や子育て支援活動なども対象としてほしいとの声がありました。

#### ウ 介護支援ボランティアの対象者について

##### ① どのような高齢者が対象となるのか。

○ 横浜市の65歳以上の高齢者（介護保険の第1号被保険者）で、横浜市又は横浜市が認定した研修講師のいる施設が開催する研修会を受講された方が対象となります。

##### ② ボランティアに登録するにはどうすればよいか。

- 登録研修会を受講し、登録申請書を提出することで登録ができます。
- 登録者にはポイントカードを交付し、その後、受入施設と活動日、活動内容、活動上の留意点等をボランティアと施設の間で直接調整した上で、活動開始となります。

##### ③ 介護保険料を未納していると登録できないのか。

- 未納者でも登録をして、ポイントをためることはできます。
- しかし、ポイントを換金・寄付することはできません。換金・寄付の際に、本市で未納確認を実施しています。

##### ④ 民生委員、保健活動推進員、介護相談員等も対象となるのか。

- 行政から委嘱された活動であり、活動に関して横浜市の予算措置がされているため、民生委員、保健活動推進員等としての活動は対象外となります。
- ただし、民生委員、保健活動推進員等としての活動でなく、個人としてのボランティア活動であれば、対象となります。

**⑤ ボランティアの登録に年齢制限はあるか。  
また、登録した後、活動する施設が決まらずにいると登録が取り消しになるのか。**

- 65歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）であれば、どなたでも登録できます。年齢の上限はありません。
- また、活動実績がないことで自動的に登録が取り消されることはありません。

**⑥ 1か月後に65歳になるが、65歳になる前からボランティアの登録は可能か。**

- 「ヨコハマいきいきポイント」の登録は、65歳からとなります。ただし、すでに介護保険証が届いている場合などについては登録が可能となることもありますので、管理機関に相談ください。ただし、その場合であっても、ポイントが付与されるのは65歳からとなります。

## **エ 登録研修会について**

**① 研修の日程はどこで確認すればよいか。**

- 区役所、地域ケアプラザ、介護施設等にチラシを配布しておりますのでそちらでご確認ください。
- また、社団法人かながわ福祉サービス振興会のホームページにも日程を掲載しております。  
※ お問い合わせ先：（社）かながわ福祉サービス振興会  
電話：671-0294 FAX：671-0295

**② 研修の内容はどのようなものか。**

- 事業の概要やボランティア活動を行う上での注意点、心構えなどを説明します。
- また、初めてボランティア活動をされる方に関しては、介護保険施設・事業所の説明、受入施設等の紹介等も実施しています。

- ※ 研修申込先：（社）かながわ福祉サービス振興会
  - ・電話：671-0294・FAX：671-0295
  - ・郵便：横浜市中区本町2-10 横浜大栄ビル8階
  - ・e-mail：ikiiki@kanafuku.jp

**③ 登録の際、介護保険証は必ず必要になるのか。**

- 介護保険の第1号被保険者の資格を確認するために必要になりますので、必ずお持ちください。
- ポイントカードのID番号と介護保険証の被保険者番号を合わせてデータ登録いたします。
- なお、介護保険証はコピーでも構いません。

**④ ボランティアに登録しておく、施設から活動についての連絡があるのか。**

- ボランティア受入指定施設一覧や情報提供シートを参考に、ボランティアご本人が横浜市が指定した施設の中から活動を希望する施設を選んでいただき、連絡をとっていただきます。その施設でのボランティア活動の内容、曜日、時間帯などについて話し合い、活動するかどうかを決めて下さい。

## オ 配食・会食サービスを行うボランティア団体の登録について

### ① 配食・会食サービスを行うボランティア団体の登録方法はどのようなものか。

- ボランティア団体登録申請書を振興会に提出してください。団体登録申請書は、各区役所高齢（・障害）支援課、または横浜市ボランティアセンターの窓口に置いてあるパンフレットに載せています。また、ホームページからもダウンロードできます。

### ② 地域ケアプラザで配食・会食サービスを行っているボランティア団体の登録手続きはどのようなものか。

- その地域ケアプラザが受入拠点であるかどうかで、手続きが異なります。
  - (i) 活動されている地域ケアプラザが受入拠点の場合  
ボランティア団体の登録をしていただく必要はありません。  
活動終了時にポイントカードにポイントを登録してもらってください。
  - (ii) 活動されている地域ケアプラザが受入拠点ではない場合  
ボランティア団体の登録をしていただく必要があります。  
申請書に必要な書類を添付して、ヨコハマいきいきポイント事務局（社団法人かながわ福祉サービス振興会）に提出してください。  
後日、事務処理の手引き、ポイント引換券、活動記録簿をお送りします。

### ③ 地区センターや自治会町内会館で配食・会食サービスを行っているボランティア団体の登録手続きはどのようなものか。

- 上記②の（ii）と同様の手続きが必要です。

### ④ ボランティア団体が登録する際の要件はなにか。

- ① 配食・会食サービスを行う対象者に高齢者が常時いること
- ② ある程度定期的に活動していること（月1回程度）
- ③ ボランティア団体の方々が調理を行っていること

が要件です。

### ⑤ ボランティア団体として登録した場合、登録団体リストとしてホームページに掲載されたり、研修会で配布されることになるのか。

- 登録団体リストを公表する予定は、今のところありませんが、団体への加入を広く募集したい団体などがあれば、研修会等での周知を検討したいと考えております。

### ⑥ ボランティア団体としての登録をすれば、ボランティア個人が研修会に参加し、登録の手続きをしなくてもよいのか。

- ポイントは、研修会を受講して登録していただいた個々のボランティアの方に付与されます。ボランティア団体で登録した場合であっても、各々が研修受講後に登録し、ポイントカードの交付を受けていることが必要です。

## カ 対象活動について

### (1) 施設・事業所での活動について

#### ① 花の手入れや草とりは対象となるのか。

- 施設・事業所が行う介護保険サービスや介護予防事業の利用者が使用する場所（建物の外を含む）の花の手入れや草とりは対象になります。
- ただし、施設の敷地外での花の手入れや草とりは対象となりません。
- その他判断を迷うような活動があれば、ご相談ください。

#### ② グループで行うボランティア活動でも、65歳以上であればポイントを付与されるのか。

- グループでのボランティア活動が介護支援ボランティアポイント事業の対象となる活動であり、65歳以上の方で登録をしていればポイントは付与されます。

#### ③ 午前中に個人でボランティア、午後にグループでボランティア活動をした場合、両方にポイントは付与されるのか。

- 個人でのボランティア、グループでのボランティア活動ともに介護支援ボランティアポイント事業の対象となる活動であればポイントは付与されます。（ただし、換金の対象となるポイントは、1日につき200ポイントのみです。）

#### ④ ポイントの付与をしなければ、謝礼金を受け取ってもよいのか。

- 謝礼金を受け取り、さらにポイントを付与することは認めておりません。ポイントを付与するか、施設が謝礼金を払うかは、施設とご本人で相談して下さい。

#### ⑤ 「介護の補助」とは、具体的にどのようなものか。

- 施設の管理下での職員業務の補助的な活動です。

#### ⑥ 町内会館など受入施設以外で行う介護予防事業のボランティア活動は、ポイント付与の対象となるのか。

- 受入施設以外の施設で行った場合でも、受入施設が主催する介護保険サービスや介護予防事業のボランティア活動はポイント付与の対象となります。

#### ⑦ 利用者送迎用の車の洗車や施設所有の蔵書の管理は、ポイント付与の対象となるのか。

- 介護保険サービスや介護予防事業の利用者が使用する車、蔵書に関するボランティア活動であれば、ポイント付与の対象となります。  
施設職員専用の車の管理や施設職員用の資料の整理に関する活動は対象としていません。

### (2) 配食・会食サービスについて

#### ① 地域ケアプラザの場所を利用して行っているミニデイサービス（要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象として、引きこもり予防などのために行うサービス）で食事を提供している場合は、配食・会食サービスに該当するか。

- 食事を提供している日に限り、地域ケアプラザでの食事サービスに該当します。

② 世代間交流（子ども、高齢者、障害者などが食事を行うもの）は配食・会食サービスに含まれるか。

- 食事を提供しており、常時高齢者がいれば該当します。

③ サロンはポイント付与の対象となるか。

- 食事を提供する対象者に高齢者がいて、ボランティア団体が調理を行い、食事（おやつなどは除きます）を提供していれば対象となります。  
そのため、調理を行わずに購入した食事を提供する場合は、ポイント付与の対象とはなりません。

④ お弁当を業者から購入して、高齢者宅への配達だけを行っているボランティア団体の活動については、ポイント付与の対象となるか。

- ボランティア団体の方が集まって調理を行い、それを提供する活動を「配食・会食サービス」として整理しています。  
そのため、調理を行わず、購入した食事を配達する活動については、ポイント付与の対象とはなりません。これに該当するサービスについての扱いについては、改善の声も頂いておりますので、引き続き、対象サービスとするか検討して参ります。

### (3) 介護予防事業について

① 介護予防事業とは、具体的にどこまでを指すのか。

- 介護保険の地域支援事業の中の介護予防事業（はつらつシニアプログラム、体力向上プログラムなど）における運営補助がポイント付与の対象となります。

### キ ボランティア受入施設について

① 自分が今ボランティア活動している介護施設が受入施設に指定されていないが、指定されていない理由はあるのか。また、今後施設を増やす計画はあるのか。

- 10人程度以上ボランティアがいる介護事業所等であれば、横浜市の指定を受けて受入施設になることができます。ただし、指定を受けるかどうかは、施設の判断によります。
- 受入施設については、今後も募集を継続していきます。

② 「10人程度」ボランティアがすでにいることが受入施設に申請できる条件となっているが、「10人程度」とはどのくらいか。演奏や踊りなどの団体もボランティアに含まれるか。

- 「10人程度」は、目安として示しているもので、65歳以上の方に限らず、施設にボランティアとして登録している方が10名程度いることを想定しています。  
しかし、65歳以上の方が一定程度定期的に活動していること、という趣旨ですので、具体的な状況等をご相談ください。

③ 介護療養型施設は受入施設の対象となるか。

- 施設からの希望があれば申請を認めることとしています。ショートステイの施設も同様に考えています。

## ク ポイント・ポイントカードについて

### (1) 共通事項

#### ① 活動実績に応じてポイントはどのくらい付与されるのか。

- 1回(おおむね30分以上)の活動で一律200ポイントが、活動のたびに累積されます。
- 換金については、1日200ポイント、年間8,000ポイントを上限とします。換金は1ポイント=1円換算で行い、1,000ポイント以上であれば、獲得ポイントに応じて換金可能です。

#### ② 8,000ポイントを上限とすることで、それを超えるボランティア活動を抑制してしまうのではないか。

- 限りある財源の中で事業を実施するため、一定の上限設定は必要であると考えています。
- また、一月あたり最大650円程度であり、「手当」のような性質のものではないため、上限を超えることで活動を控えることは考えにくいと思われま

#### ③ 年間最大で8,000円(ポイント)とするのはなぜか。

- 月に3~4回程度活動した場合の1年間の相当額として設定しました。

#### ④ ポイントカード内にはどのような情報が蓄積されるのか。

- ID番号とポイントの実績のみが蓄積されます。

#### ⑤ ポイントカードを忘れてしまった場合には、ポイントは付与されないのか。

- ポイントカードを忘れた場合、活動を行ってもポイントを付与することはできません。
- 活動の際は、必ずポイントカードをお持ちください。
- ただし、施設の返却忘れなど本人の責によらない特別な理由がある場合には、後日ポイントを付与いたしますので、施設にお申し出ください。

#### ⑥ ポイントは現金にしか交換できないのか。

- 現金だけでなく、横浜市社会福祉協議会の善意銀行、よこはまあいあい基金、障害者年記念基金、福祉基金などへの寄付も可能です。

#### ⑦ 活動に対する対価性があり、ボランティア本来の意義が薄れるのではないか。

- ポイント制度の利用は、
  - ・ 本人の申出に基づくものであり、活動者本人の意思を尊重する制度であること
  - ・ 福祉団体等への寄附も可能であることなどから、ボランティアの意義が薄れることはないと考えています。
- また、1日200ポイントが得られ、それが換金できたとしても、その額はわずかであり、ボランティア本来の「自発性」や「福祉に対する志」は変わるものではないと考えています。

#### ⑧ 一律200ポイントの取扱いは、平成22年10月から拡大する施設又は配食・会食サービスのみでの取扱いか。

- 従来の3施設(特養・老健・地域ケアプラザ)も同じ取扱いとなります。

⑨ ホームページからポイントの閲覧ができるようになったが、直近のポイントが見られないのはなぜか。

- カードリーダー端末から送られたポイントデータはヨコハマいきいきポイント事務局でポイント付与時の誤りなどを点検するとともに、1日200ポイントを上限としていることからその管理を行った上で閲覧できるようにしているためです。

⑩ ポイントカードのポイントは換金した分は差し引かれないのか。今年度換金できるポイントがわからない場合はどうすればよいか。

- ポイントカードには、ポイントが累積されていきますので、これまでの活動の履歴として活用してください。
- 換金対象のポイントについては、ヨコハマいきいきポイントのホームページから閲覧できるようにいたしましたので、そちらでご確認いただくか、事務局にお問い合わせください。

## (2) 配食・会食サービスについて

① 配食・会食サービスのポイント付与の考え方（活動単位）について。

- 1回の食事サービス実施につき、参加者全員が一律200ポイントとなります。例えば、前日の買出しと、食事サービス実施日の調理の両方に参加した方であっても一律200ポイントとなりますが、ポイント付与日は、実際に食事サービスを行った日となります。

② 地域ケアプラザで、配食・会食サービスは行っていないが、試作・試食を行っている。この場合は、ポイント付与の対象になるか。（試作・試食とはボランティア団体が配食・会食サービスをするために行っており、調理場所がない場合に地域ケアプラザの調理場を提供している。試作品は提供していない。）

- 食事の準備から提供までを一連の活動と考えて下さい。地域ケアプラザ等での試作・試食だけを行った場合はポイントの付与対象とはなりません。実際に高齢者等に食事を提供した際はポイントの付与対象となります。

③ 調理のみを行うボランティア団体と、配達のみを行うボランティア団体が一緒に活動する場合は、どちらの活動についてもポイント付与の対象となるか。

- それぞれボランティア団体として登録していただければポイント付与の対象となります。

④ 調理を地域ケアプラザで行い、会食サービスを自治会町内会館で行うボランティア団体については、ポイント付与の対象となるか。

- ボランティア団体として登録していただければポイント付与の対象となります。

⑤ 現在受入施設になっていない地域ケアプラザでは、配食・会食サービスについてのポイント付与の流れはどのようになるのか。

- その地域ケアプラザにこれを機会に受入施設になっていただくことが望ましいのですが、受入施設になっていない場合には、地域ケアプラザ以外での配食・会食サービスの活動と同じ扱いとなります。
- すなわち、あらかじめ団体登録をしていただき、活動の際に団体の責任者から活動したボランティアに引換券を交付していただきます。引換券をもらったボランティアはポイントカードにポイントを登録できる場所（「受入拠点」として指定した地域ケアプラザ、区役所等）で引換券を渡してポイントを登録してもらうことになり

ます。

## ケ 引換券（配食・会食サービス）について

### ① 配食・会食サービスの引換券の使い方について。

- ボランティア団体の登録をしていただくと、ヨコハマいきいきポイント事務局（かながわ福祉サービス振興会）から、説明書などと一緒に、引換券、ゴム印、活動記録簿が送られてきます。

#### 【引換券の使い方】

- ① 引換券の表紙や券に、ゴム印でボランティア団体番号、ボランティア団体名を押してください。
- ② 引換券を活動日に活動場所にお持ちいただき、ボランティア団体のメンバーのうち、ヨコハマいきいきポイントに登録している方に引換券の右半券を切り離して渡してください。  
またこの時に、活動記録簿に実施日と渡した方の氏名を記入してください
- ③ 引換券を渡された方は、その引換券とポイントカードをお近くの受入拠点（※）に活動日の翌月10日までに提出してポイントを登録してください。  
（※）受入拠点については、団体の代表者の方に「受入拠点の一覧表」をお渡しします。また、ヨコハマいきいきポイントのホームページでもご覧頂けます。
- ④ ボランティア団体の代表者の方は、一月分の「活動記録簿」を、翌月20日までに、ヨコハマいきいきポイント事務局に送付してください。

### ② 配食・会食サービスの引換券が足りなくなった場合はどうしたらよいか。

- ヨコハマいきいきポイント事務局に電話、FAX、Eメール等でその旨ご連絡ください。追加の引換券をお渡しします。

### ③ 配食・会食サービスの活動記録簿の作成手順について。

- ① 活動記録簿の上にあるボランティア団体名の欄に、ボランティア団体名を記入するか、ゴム印を押してください。
- ② 活動の際に、活動月日、引換券を渡したボランティアの氏名を活動記録簿に記入してください。
- ③ 一月分をまとめて、コピーを1部取り、翌月20日までにヨコハマいきいきポイント事務局に送ってください。  
なお、FAX、Eメールを送られる場合は、コピーは不要です。

## コ 換金・寄付について

### ① ポイントは、活動している施設に寄付することができるか。

- 横浜市から施設へ、直接振り込みはしません。活動している受入施設や受入施設以外の個々の事業所等への寄付については、一度、ご自分の口座に現金でお受け取りいただいたうえで、ご自分で寄付の手続きを行っていただくこととなります。
- 横浜市社会福祉協議会の基金等については、申請に基づき横浜市から直接振り込みを行います。直接振り込みができる基金等については、換金手続きの際にお知らせします。

**② ボランティア団体に対して寄付することは可能か。**

- ボランティア団体へ直接寄付をする取扱いとはしていないため、市民活動推進基金である「よこはま夢ファンド」へ寄付していただくか、一度ご自分の口座に現金でお受け取りいただいたうえで、個別に寄付していただくこととなります。

**③ 年度途中で市外へ転居した場合、ポイントを換金することはできるのか。**

- 年度途中で市外へ転出された場合は、ボランティア登録の資格がなくなるため、ポイントカードを返却していただかなければなりません。
- その際、換金可能ポイントが1,000ポイント以上ある場合は換金もしくは寄付をすることができます。
- 転出される場合は、(社) かながわ福祉サービス振興会 (Tel:045-671-0294) にご連絡ください。

**④ 自動的に保険料負担が軽減されるのか。**

- 実施者が蓄積したポイントを換金し、保険料に充当する場合に限り間接的に軽減されるものであり、自動的に保険料負担が軽減されるものではありません。

**⑤ 今年度に8,000ポイント以上たまった場合、その超えた分については、翌年度に換金可能ポイントとして繰り越すことができるのか。**

- 年間の換金上限は8,000ポイントなので、超えた分については換金可能ポイントとして繰り越すことはできません。

**⑥ 昨年度のポイントのうち1,000ポイント未満を今年度に繰り越しているが、今年度全て換金することとなった場合、今年度の上限との関係はどうなるか。(昨年繰り越分も併せて8,000ポイントか、8,000ポイント+繰り越しポイントか)**

- 年間の換金上限は8,000ポイントなので、8,000円までしか換金することはできませんが、翌年度に端数分を繰り越します。

例) 昨年度に600ポイント、今年度に10,000ポイントたまった方の場合

